

高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金制度）を 申請されている方へ

日本学生支援機構（JASSO）へ高等教育の修学支援新制度（給付奨学金）を申請された学部生につきましては、給付奨学金が決定された際にその給付期間、支援区分に応じて授業料の一部減免を本学に申請することができます。

申請に基づいて、日本学生支援機構（JASSO）から大学に給付奨学金支援区分決定結果の連絡があった対象者から順次、支援区分に基づき一部減免を行い、再計算した学費等相当金額を「学費振込用 WEB サイト」の「学費一覧」に掲載いたしますのでご了承ください。

ただし、認定されず対象外となられた場合は授業料全額のご納入が必要となり、納入期限：10 月 14 日（金）を一日でも過ぎる場合、2 号館 1 階事務室での延滞手続（延滞料 2,000 円）が必要となります。

認定結果がご不明な場合は、別途ご案内しております学費納入期限の延納手続を推奨いたします。

決められた受付期間内にお手続きください。